

H 3 1 . 6 . 1 0

原 義 長 期 保 存
群 捜 一 第 1 1 8 号
平成 30 年 6 月 1 1 日
[会]

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

死体調査に立ち会った医師に交付する死体検案医師謝金の運用について（通達）
警察の要請により、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成25年法律第34号）に基づく死体調査に、立ち会った医師に対し交付する死体検案医師謝金（以下「謝金」という。）については、次により運用することとしたから、その取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、死体調査に立ち会った医師に交付する死体検案医師謝金の交付について（平成25年3月28日付け群搜一第66号通達。以下「旧通達」という。）は、廃止する。

記

1 対象

謝金交付の対象は、警察の要請によって、警察官の行う死体調査に立ち会った医師とする。

2 謝金の額

謝金の額は、1体3,000円とする。

3 交付手続

(1) 警察署長（以下「署長」という。）は、謝金交付対象の死体調査を行ったときは、死体取扱要領（昭和42年群本例規第1号）に基づいて行う変死体に関する報告の際、死体調査検案医師謝金交付申請書（別記様式）により、刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）を経由して、警察本部長（以下「本部長」という。）に交付申請するものとする。

(2) 捜査第一課長は、前記（1）の交付申請を受理したときは、事案の内容を確認して、本部長の決裁を受けるものとする。

(3) 捜査第一課長は、前記（2）により本部長の決裁を受けたときは、当該医師に謝金を交付するために必要な事務手続を行うとともに、その旨を署長に通知するものとする。

4 その他

本通達は、死体調査検案医師謝金交付申請書の決裁欄を改正したものであり、その他の運用については、旧通達と変更はない。

様式

本部 署	本部長 署 長	刑事部長 副 署 長	捜査第一課長 刑事生活安全官	次 席 刑事(一)課長	課 (係) 員	処理伺い

本部会計課長	課 (係) 員

死体調査検案医師謝金交付申請書

取扱署	申請（通話）日時			発信者	受信者	
署	年	月	日	午 時 分		
死体調査日時	月	日	午 時	分から午 時	分まで	
死体調査場所	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 警察署靈安室 <input type="checkbox"/> 鑑識科学センター死体検査室					
立会検案医師の 住 所・氏 名 取 引 銀 行	住所 ありがな 氏名			銀行口座等		
死者住所・職業 ・氏名・性別等	住所 職業 ありがな 氏名			(歳) 男 · 女		
死因・死亡の状況						
備 考						
金額	通 知	通知（通話）日時			発信者	受信者
		月	日	午 時 分		